

第2回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

議事概要

日 時：令和4年10月12日（水）10:00～12:13

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

雨宮孝子座長、高山昌茂座長代理、菅野文美委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、黒田かをりオブザーバー、松前江里子専門委員

【オンライン出席】

岡野貞彦委員、酒井香世子委員、澁谷雅弘委員、

内閣府：田和宏事務次官、井上裕之内閣府審議官、北川修公益法人行政担当室長

【議事】

（1）法人からのヒアリング

- ・（公財）助成財団センター
- ・（公財）かめのり財団
- ・（公社）日本芸能実演家団体協議会

（2）収支相償と遊休財産規制の現状と課題について

（3）意見交換

【主な概要】

（1）法人からのヒアリング

- ・（公財）助成財団センター

法人から資料1に沿って、収支相償・遊休財産規制に係る弾力的な運用や緊急事態での対応に関する意見の紹介があった。また、その他として、新規事業を行う際の手続や行政庁からの指導に関する意見があった。

（委員からのガバナンスの重要性に関する質問について）法人から、寄附を受けるためにもしっかりとしたガバナンスは重要との回答があった。

- ・（公財）かめのり財団

法人から、小規模法人としての運営実態、特にコロナ禍においては財務基準を満たすことが非常に困難であることについての紹介と財務基準についての提言があった。

（委員からの財務基準についての提言に関する質問について）法人から、資金を貯めこみたい意図ではなく、公益目的事業として有効に使用するために、使途が明

確に定められるときまでは無理に用途を定めずにおきたい趣旨との説明があった。

・（公社）日本芸能実演家団体協議会

法人から資料2に沿って、実演芸術団体の構造と活動の特徴やコロナ禍で顕在化した課題、今回の公益法人制度の見直しへの提言について説明があった。

（委員からの「営利企業との競合」に関する質問について）法人から、作品作りにおいて、非営利の場合は個々の固有性・多様性を尊重でき、営利の場合は著名な作家による作品を扱う等の違いがあるとの説明があった。

（2）収支相償と遊休財産規制の現状と課題について

事務局から資料3に沿って、収支相償及び遊休財産規制に係る検討試案（各6、18ページ）並びに他の法人制度における類似の規定、公益法人の税制等について説明を行った。

（3）意見交換

各委員から、

- ・収支相償における「単年度赤字」は、法律等の文言上そのように解釈できてしまう。
- ・税制の存在は今後の議論において念頭において行う必要がある。
- ・会費や寄附金を収支相償における収入と扱うことには違和感がある。
- ・社会福祉法人の「社会福祉充実財産」は、公益法人の財務基準とは成り立ちが異なるため、あくまで参考とすべき

等の意見があった。